㈡　特定事業活動（活動量が燃料使用量であるものを除く。）の活動量を推計する場合であって、推計期間における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量を計測できない場合　次の㈠から㈢までに掲げる推計値の算定の対象となる期間に応じ、それぞれ㈠から㈢までに定める方法

㈠　推計値の算定の対象となる期間が１日未満の場合　当該期間が属する日及び当該日の前後１日ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動の活動量を時間平均した値から、その平均値に対する標準偏差に２を乗じた値を減じた値に、推計期間（単位は、時間とする。）を乗じる方法

㈡　推計値の算定の対象となる期間が１日以上１月未満の場合　当該期間が属する月及び当該月の前後１月ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動の活動量を日平均した値から、その平均値に対する標準偏差に２を乗じた値を減じた値に、推計期間（単位は、日とする。）を乗じる方法

㈢　推計値の算定の対象となる期間が１月以上の場合　推計期間が属する年度の前２か年度中の各年度ごとの活動量を平均した量に、推計期間を当該推計期間が属する年度の年間総日数で除した値を乗じる方法

㈢　特定事業活動（活動量が燃料使用量であるものに限る。）の活動量を推計する場合であって、推計期間における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量を計測できない場合　次の㈠から㈢までに掲げる推計値の算定の対象となる期間に応じ、それぞれ㈠から㈢までに定める方法

㈠　推計値の算定の対象となる期間が１日未満の場合　当該期間が属する日及び当該日の前後１日ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動の活動量を時間平均した値から、その平均値に対する標準偏差に２を乗じた値を減じた値に、推計期間（単位は、時間とする。）を乗じる方法

㈡　推計値の算定の対象となる期間が１日以上１月未満の場合　当該期間が属する月及び当該月の前後１月ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動の活動量を日平均した値から、その平均値に対する標準偏差に２を乗じた値を減じた値に、推計期間（単位は、日とする。）を乗じる方法

㈢　推計値の算定の対象となる期間が１月以上の場合　推計期間が属する年度の前２か年度中の各年度ごとの活動量を平均した量に、推計期間を当該推計期間が属する年度の年間総日数で除した値を乗じる方法

別表第２（第５条関係）

二酸化炭素の種類	算　　定　　式
エネルギー起源二酸化炭素	割当年度における基準エネルギー起源排出量に、１から0.017にエネルギー起源排出量届出継続年度数（工場等又は輸送手段に関して、継続して届出を行っている年度の数をいう。ただし、継続して届出を行っている期間において、基準エネルギー起源排出量に変更（割当年度における変更を含む。）がある場合には、最後に変更があった年度以降に継続して届出を行っている年度の数をいう。）を乗じた値を減じて得た値を乗じて得た量
原材料起源二酸化炭素	割当年度における基準原材料起源排出量に、１から0.003に原材料起源排出量届出継続年度数（工場等又は輸送手段に関して、継続して届出を行っている年度の数をいう。ただし、継続して届出を行っている期間において、基準原材料起源排出量に変更（割当年度における変更を含む。）がある場合には、最後に変更があった年度以降に継続して届出を行っている年度の数をいう。）を乗じた値を減じて得た値を乗じて得た量

（備考）

①　割当年度における基準エネルギー起源排出量は、次の㈠から㈨までに掲げる工場等又は輸送手段の区分に応じて、それぞれ㈠から㈨までに定める量とする。

㈠　設立後３か年度以上経過（年度の途中において設立した場合にあっては、当該設立の日から最初の３月31日までの年度を１か年度とみなす。）している工場等であって、割当年度の前年度において届出を行っていない工場等（②に掲げる場合を除く。）又は導入後３か年度以上経過（年度の途中において導入した場合にあっては、当該導入の日から最初の３月31日までの年度を１か年度とみなす。）している輸送手段であって、割当年度の前年度において届出を行っていない輸送手段（②に掲げる場合を除く。）　割当年度の前３年度中の各年度ごとのエネルギー起源排出量を平均した量

㈡　割当年度の前年度において新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者（割当年度の前年度において届出を行った者を除く。以下この①において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等又は割当年度の前年度において新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者から譲渡された若しくは承継された輸送手段　当該前年度のエネルギー起源排出量に当該前年度の年間総日数を当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の日から当該前年度の３月31日までの日数で除した値を乗じた量

㈢　割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者（当該事業譲渡等の時点において脱炭素成長型投資事業者でない者であって、割当年度の前年度において届出を行った者を含む。以下この㈢及び㈣において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続して行われる工場等又は割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続して行われる輸送手段　当該前年度において譲渡元又は承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準エネルギー起源排出量

㈣　割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された工場等（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続されない工場等又は割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続されない輸送手段　当該前年度のエネルギー起源排出量に当該前年度の年間総日数を当該譲渡又は承継の日から当該前年度の３月31日までの日数で除した値を乗じた量

㈤　割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた事業活動が継続して行われる工場等又は割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた事業活動が継続して行われる輸送手段　割当年度の前年度において承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準エネルギー起源排出量